

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 第八章 福祉型障害児入所施設（第四十八条 第五十六条） | 第八章 知的障害児施設（第四十八条 第五十四条） |
| 第八章の二 医療型障害児入所施設（第五十七条 第六十一条） | 第八章の二 知的障害児通園施設（第五十五条 第五十九条） |
| 第八章の三 福祉型児童発達支援センター（第六十二条 第六十七条） | 第九章 盲ろうあ児施設（第六十条 第六十三条） |
| 第八章の四 医療型児童発達支援センター（第六十八条 第七十一 条） | 第九章の三 肢体不自由児施設（第六十八条 第七十一条） |
| 第九章 情緒障害児短期治療施設（第七十二条 第七十八条） | 第九章の四 重症心身障害児施設（第七十二条・第七十三条） |
| 第一章 総則 | 第九章の五 情緒障害児短期治療施設（第七十四条 第七十八条） |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」と いう。）第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準（以下「設 備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞ れ当該各号に定める規定による基準とする。 | 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」と いう。）第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準（以下「設 備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞ れ当該各号に定める規定による基準とする。 |
| 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる 事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 | 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる 事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 |
| 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係 る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十 二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八 条、第三十条第一項、第三十三条第一項（第三十条第一項におい て準用する場合を含む。）及び第一項、第三十八条、第四十二条 、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条 | 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係 る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十 二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八 条、第三十条第一項、第三十三条第一項（第三十条第一項におい て準用する場合を含む。）及び第一項、第三十八条、第四十二条 、第四十二条の二第一項、第四十三条、第七十五条、第七十五条 |

第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項ま

一法第四十五条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第一号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第一号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第一号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第二十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第一号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二号（面積に係る部分に限る。）及び第三号、第六十八条第一号（病室に係る部分に限る。）、第七十二条第一号（居室に係る部分

の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第二号、第二十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第二十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一号（面積に係る部分に限る。）（居室に係る部分に限る。）及び第一号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

に限る。) 及び第一号(面積に係る部分に限る。)並びに附則第

九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の一、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合に限る。)、第三十一条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二一条の一(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)並びに第七十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第六号(調理室に係る部分に限る。)、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2・3 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の一 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準

第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の一、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第三十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに第七十四条第一号(調理室に係る部分に限る。)の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第一項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

2・3 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の一 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児

短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一〇四（略）

（苦情への対応）

第十四条の三（略）

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4（略）

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第一項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六〇八（略）

（設備の基準）

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一〇四（略）

（苦情への対応）

第十四条の三（略）

2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろううつあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4（略）

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六〇八（略）

（設備の基準）

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一〇五（略）

六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

第八章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所せるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
- 四 口 洗室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 五 戲室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所

一〇五（略）

六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

第八章 知的障害児施設

（設備の基準）

第四十八条 知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

施設には、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

七 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

六 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、觀察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

七 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施設」という。）の設備の基準については、第一項の規定を準用する。ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

（職員）

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とす

（職員）

第四十九条 知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄

る児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かなければならぬ。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

2 知的障害児施設の嘱託医は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行つ場合には職業指導員を置かなければならない。

4 知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

6 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

7 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じてお

養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

おむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

4 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことがで
きる。

5 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

6 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。

9 | 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

10 | 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

7 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

8 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

9 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。

10 | 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

11 | 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十

五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

12| 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならぬ。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13| 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を二・五で除して得た数以上とする。

14| 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行ふ場合には心理指導担当職員を、職業指導を行ふ場合には職業指導員を置かなければならない。

15| 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第五十条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第五十一条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこ

(生活指導及び学習指導)

第五十条 知的障害児施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該知的障害児施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第一項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第五十一条 知的障害児施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこ

ようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導について、第四十五条第三項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第五十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対しても適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第五十三条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第四十六条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十四条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十五条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、隨時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならぬ。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第五十六条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

れを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第五十二条 知的障害児施設については、第四十六条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十三条 知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十四条 知的障害児施設においては、入所している児童を適切に保護するため、隨時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならぬ。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。

においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第八章の二 知的障害児通園施設 (設備の基準)

第五十五条 知的障害児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 | 指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室及び便所を設けること。
- 二 | 指導室の一室の定員は、これをあまりね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 三 | 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(職員)

第五十六条 知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 | 2 | 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

(生活指導及び職業指導)

第五十七条 知的障害児通園施設における生活指導については、第五

十条第一項の規定を準用する。

2 知的障害児通園施設における職業指導については、第五十一条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第五十八条 知的障害児通園施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十九条 知的障害児通園施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十四条の規定を準用する。

第九章 盲ろうつあ児施設

(設備の基準)

第六十条 盲児施設（盲ろうつあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童三十人以上を入所させる盲児施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 三 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 五 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり、特殊

表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

六 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

2 | ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるもの）の設備の基準は、次のとおりとする。

1 | ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

2 | 難聴児通園施設には、遊戯室、観察室、医務室、聽力検査室、訓練室、相談室、調理室及び便所を設けること。

3 | 前項に規定するもののほか、ろうあ児施設の設備の基準については、第一項第二号から第四号まで及び第六号の規定を準用する。

（職員）

第六十一条 盲ろうあ児施設（難聴児通園施設を除く。以下この条において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設については調理員を置かないことができる。

2 | 盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3 | 盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4

盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

5

難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

6

難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

7

嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8

職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
(入所した児童に対する健康診断)

第六十二条

盲ろうあ児施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(生活指導等)

第六十三条

盲ろうあ児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第九章の二 削除

| | |
|-------|----|
| 第六十四条 | 削除 |
| 第六十五条 | 削除 |
| 第六十六条 | 削除 |
| 第六十七条 | 削除 |

第八章の二 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

第六十八条 脳体不自由児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 脳体不自由児施設（次号及び第三号に掲げる施設を除く。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備及び浴室を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な施設があるときは、これを設けることを要しないこと。

- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

第九章の二 削除

第九章の三 脳体不自由児施設

(設備の基準)

第六十八条 脳体不自由児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 通所による入所者のみを対象とする施設である脳体不自由児施設（以下「脳体不自由児通園施設」という。）には、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 病院に収容することを要しない脳体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものに入所させる脳体不自由児施設（以下「脳体不自由児療護施設」という。）には、児童の居室、医務室、静養室、訓練室、屋外訓練場、調理室、浴室及び便所を設けること。

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

- 第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。
- 2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

(職員)
第六十九条

- 肢體不自由児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 2 肢體不自由児施設の長及び医師は、肢體の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
- 3 肢體不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。
- 4 肢體不自由児通園施設には、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 5 肢體不自由児療護施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調理員を置かないことができる。

6 | 肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7 | 肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

8 | 肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。
9 | 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 | 主として重症心身障害児（法第七条第一項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならぬ。

7 | 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第五十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。
(入所した児童に対する健康診断)

第六十条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

第六十一条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第四十六条、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第五十二条の規定を準用する。

(生活指導等)

第七十一条 肢体不自由児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

2 前項のほか、肢体不自由児施設については、第四十六条の規定を準用する。

第九章の四 重症心身障害児施設

(設備の基準)

第七十二条 重症心身障害児施設の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を設けることとする。

(職員)

第七十三条 重症心身障害児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及び二（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診

第七十条 肢体不自由児施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

療に相当の経験を有する医師でなければならない。

第八章の三 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき一・四七平方メートル以上とすること。
- 三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- 四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- 五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- 六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

- 第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。
- 3 | 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 4 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 5 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 | 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。

ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする

診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 | 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(生活指導及び計画の作成)

第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な

者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

第八章の四 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十八条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成

については、第五十条第一項、第五十一条及び第六十五条の規定を準用する。

第九章 情緒障害児短期治療施設

第七十二条
第七十三条
第七十四条
第七十五条
第七十六条
第七十六条の二

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

第七十四条
第七十五条
第七十五条の二
第七十六条
第七十六条の一
第七十六条の三

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）

| 附 則 | 改 正 案 | 附 則 | 現 行 |
|-----|---|---|-----|
| | <p>第五条　この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第一項、第七十三条第四項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。</p> | <p>第五条　この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第一項、第七十五条第四項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。</p> | |